事前手続が不要! いつでもできるスマホアプリ納付

令和4年12月1日から、スマホアプリで国税の納付が可能となりました。国税の納付手段を確認しつつ、スマホアプリ納付の概要をご案内します。

国税の納付

国税は、申告した納税額をその申告に係る納 付期限までに自ら納付しなければなりません。 下表Aの中から自ら選択して納付手続を行いま す。

納付手続別の利用割合

納付手続別の令和3年度分の利用割合が、 令和4年8月に国税庁から公表されています。 これによると、下表Bのとおりです。キャッシュ レス納付割合は、32.2%でした。

【A. 国税の納付手続・納付方法・納付手続に必要となるものの一覧】

	納付手続	納付方法	納付手続に必要となるもの		
窓 ⊏ ※金	I納付 融機関や税務署の窓口	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する 方法	 納付書(金融機関の窓口で納付す る場合) 		
コンビニ納付(QRコード)		コンビニエンファトアの空口で姉付する古法	 コンビニ納付用QRコード 		
コンビニ納付(バーコード)		コノヒーエンスストアの志口で納付する方法	● バーコード付納付書		
振替納税		預貯金口座からの振替により納付する方法	● 振替依頼書の提出		
クレジットカード納付		「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する 納付受託者 (民間業者)に納付を委託する方法	クレジットカード決済手数料		
スマホアプリ納付		「国税スマートフォン決済専用サイト」を運営する 納付受託者 (民間業者)に納付を委託する方法	• スマートフォン		
電子納税	ダイレクト納付	e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	e-Taxの開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出		
	インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	 e-Taxの開始届出書の提出 インターネットバンキング又は モバイルバンキングの契約 		

出典:国税庁HP [[手続名]国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)] 一部編集

【B. 国税の納付手続別利用割合(令和3年度)】

納付手続			利用割合	納付手続		利用割合	
	窓口	金融機関 60.5%			振替納税		12.6 %
キャッシュ	納付	税務署	2.1 %	キャッシュ	クレジットカード納付		1.5%
レス耐い 以外	コンビニ納付(QRコード)		1.5%	レス納付	電子	ダイレクト納付	5.5%
	コンビニ納付 (バーコード)		3.6%		納税	インターネットバンキング	12.6 %

出典:国税庁HP 「令和3年度における e-Tax の利用状況等について 令和3年度分 (令和4年8月)」一部編集 ※ 「QR コード」は、(株) デンソーウェーブの登録商標です。



スマホアプリ納付

国税の納付手続のうち、スマホアプリ納付は 令和4年12月1日からスタートした、新しい納 付手段です。

(1)利用できるスマホアプリ

利用できるスマホアプリは、次の6つとなっ ています。

- PayPay
- d払い
- au PAY
- LINE Pay
- メルペイ
- Amazon Pay

(2)特徴

主な特徴は、次のとおりです。

- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円[※]
 ※利用するアプリの設定上限により利用可能額が制限され る場合あり
- 決済手数料不要
- 事前の手続不要
- 領収証書は発行されない

利用上限額は、コンビニ納付と同様の30万 円です。クレジットカード納付とは異なり、決済 手数料が不要な点が特徴の1つといえます。ま た、電子納税のような事前の手続が不要な点 は利便性があるといえるでしょう。

(3)手続の流れ

手続の流れは、次のとおりです。

- 国税スマートフォン決済専用サイトに アクセス
 - e-Tax を利用して申告した場合
 メッセージボックスに格納される受信通知
 からアクセス

国税庁サイトからアクセスする場合
 「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス

② 納付手続



財務省は令和7年度までにキャッシュレス納 付割合を40%とする目標を掲げています。スマ ホアプリ納付が追加されたことで、目標達成に 近づくことはできるでしょうか。

参考:国税庁 HP

「[手続名] 国税の納付手続 (納期限・振替日・納付方法)」 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm

[[手続名] スマホアプリ納付の手続」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm

「令和3年度における e-Tax の利用状況等について」https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_202208riyozyokyo.htm

